

# 第6章

施設整備の方向性



## 1. 介護保険に関わる施設整備の基本方針

### (1) 第5期計画までの整備状況

介護保険に関わる施設（以下「施設」という。）の整備にあたっては、大阪府が示す「大阪府高齢者保健福祉施設整備方針」を踏まえつつ、本市の実情に応じた整備を図ってきました。

第5期計画期間においては、地域密着型特別養護老人ホームを1施設（29床×1施設＝29床）、広域型特別養護老人ホームを1施設（50床×1施設）、合計2施設の整備を行いました。また、第5期計画期間中に未整備となった地域密着型特別養護老人ホーム1施設（29床×1施設）については、第6期計画期間中に整備を行うこととしています。

第5期計画期間終了時点（平成26年度末）での本市域内での整備状況は次のとおりです。

区分	内容	施設数	入所定員
<b>施設サービス</b>			
広域型特別養護老人ホーム ※施設数および入所定員には大阪市立大畑山苑は含まない（入所定員70名）。	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：30人以上）	14施設	845人
介護老人保健施設	要介護認定を受けた人の中で病状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設	5施設	471人
介護療養型医療施設	病状が回復期に向かっている、又は慢性疾患により自宅療養が難しく長期療養の必要であるが、入院は難しい状態の高齢者等に、医療を行いながら、リハビリテーションを続ける施設	2施設	148人
<b>地域密着型サービス（利用対象者：市内居住者）</b>			
地域密着型特別養護老人ホーム	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がいなどがあって、家庭での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：29人以下）	7施設	190人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症などの高齢者が一般の住宅で地域社会に溶け込みながら生活することを目的に共同生活を行う施設	19施設	290人

区分	内容	施設数	入所定員
特定施設入居者生活介護			
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の世話、機能訓練を行う	10施設	549名

## (2) 施設整備をとりまく状況

本市における施設をとりまく状況としては、特別養護老人ホームへの入所待機者は若干の減少傾向にあるものの、高齢者のみ世帯における老老介護や認知症に対する家族介護の限界からも、依然として介護施設に対するニーズは高い状況にあります。

しかしながら、平成26年度（2014年度）当初において、特に入所の必要性が高いと考えられる特別養護老人ホーム待機者数は224人となっており、第4期計画最終年度である平成23年度（2011年度）の291人と比較して、67人の減となっています。

このことから、本市においてはサービス付き高齢者向け住宅の建設が進んでいること、また第5期計画期間において広域型および地域密着型特別養護老人ホームの設置を行ったことから、それらの影響や効果を今後慎重に見極めていく必要があると認識しているところです。

また、「第2章 高齢者の現状と将来人口推計」の「5. 将来推計」のとおり、今後も本市の高齢者人口は増加を続け、平成29年度（2017年度）には、65歳以上の高齢者人口73,624人、高齢化率は27.6%となる見込みです。少子化で全体的な人口が減少していく中、施設あるいは在宅で介護を必要とする人も依然として増加することが予想されます。

## (3) 施設整備の基本方針

本計画では、第5次総合計画に掲げる高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざし、それぞれの地域の状況を踏まえつつ、引き続き地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、在宅生活支援のさらなる充実を図ることを重点方針の1つに掲げています。また、国においても地域包括ケアシステムの考え方を推し進めるため、平成26年（2014年）に介護保険法の改正が行われたところです。

地域における高齢者の日々の生活の利便性の向上を図るためには、在宅生活支援機能をもつ施設が身近に存在することが重要であると考えられます。本市では特別養護老人ホームを第5期計画期間中に整備し、介護の必要性の高い方に対する需要への対応を図ってきたところです。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録が本市においては非常に多く、入居されている方の介護度などの状況から、介護度の高い方も多く入居されていることが確認され、現

状として幅広い高齢者を受け入れる役割も果たしていると考えられます。

一方、平成25年（2013年）6月の厚生労働省研究班の報告によれば、平成24年（2012年）認知症高齢者は全国で約462万人、その予備群であるMC I（軽度認知障害）の人は約400万人と推定されており、今後も一層の増加が想定されることから、認知症高齢者への対応が今までにも増して必要とされているところです。

また、国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」においては平成29年度（2017年度）までに、認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくため、地域の認知症ケアの拠点としてのグループホームの活用の推進を図り、介護サービスの整備を進めていくことが提唱されており、また、平成27年（2015年）1月には、新たに認知症施策を国家戦略とする「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が打ち出されました。

今回の介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームについては重点化が図られたところであり、入所要件に該当しない認知症の方については、専門的なケアを提供できる施設が特に必要となるところです。

これらの点を踏まえ、第5期計画期間中においては優先して特別養護老人ホームの整備を行ったことから、本計画期間における施設整備については、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の推進を図ることとします。

また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどに関しては、要介護度の高い高齢者が入居して居宅サービスを受けていることが多い状況から、入居している施設と一体的にサービス提供を受けることができることにより、介護サービスの質の向上が期待されることから、特定施設としての指定に努めます。

## 2. 施設整備の方向性

### (1) 介護保険施設の方向性

#### ①介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

第5期計画期間において、広域型特別養護老人ホームの1施設の整備を行ったことから、今後の推移を見守りつつ、施設整備に伴う保険料とのバランスを見極めていく必要があるため、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いません。

#### ②介護老人保健施設

本市の当該施設に係るサービス見込み量等を踏まえ、施設整備の優先順位を勘案し、本計画期間においては新たな施設の整備は行いません。

#### ③介護療養型医療施設

当該施設は、平成23年度（2011年度）末で廃止する方針が国から示されていたところ、平成29年度（2017年度）末まで廃止期限の延長がなされたものの、新たな施設の整備については認められていません。

しかし、条件付きながらも一部存続が認められるなど今後の動向が不透明であるため、転換予定と現状の実績を踏まえて利用動向に注視しながら適切な対応を行います。

なお、廃止に伴う他の施設への転換等については大阪府と連携を図っていきます。

### (2) 地域密着型サービスの方向性

#### ①地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

第5期計画期間において未整備となった地域密着型特別養護老人ホームの1施設について、本計画期間での整備を引き続き行っていきます。

#### ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護はグループホームとも呼ばれ、少人数での家庭的な生活の中で、認知症のある高齢者が穏やかな共同生活を受けることのできるサービスです。特別養護老人ホームの重点化や国の取り組みの方向性を勘案し、今後増加が予想される認知症の方に対応することが出来る専門性を持った施設として、優先的に整備を進めていきます。

## ■整備内容

施設区分	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
整備数(※1)	1施設 (9人×1ユニット×1施設) (既存設備の増設分 3人)	2施設 (9人×2ユニット×2施設)
整備地域	第2圏域、第3圏域、第4圏域(※2)	
定員	計48名	
整備年度	平成27年度	平成28年度 および 平成29年度

※1 グループホームの1ユニットの上限は9人。

※2 いずれの地域にグループホームを整備するかについては、公募時の提案状況などにより市内全域から決定するため、選考時において整備する圏域を変更する可能性があります。

## ③地域密着型特定施設（地域密着型有料老人ホーム等）

本計画期間においては、本市の当該施設にかかるサービス見込み量を踏まえ、新たな施設の整備は行わないものとします。

## ④その他の地域密着型サービス

その他の地域密着型サービスには、（ア）小規模多機能型居宅介護、（イ）認知症対応型通所介護、（ウ）夜間対応型訪問介護、（エ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（オ）看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）があります。

これらについては、第5期事業計画期間に引き続き、高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、総数の制限をかけないままで事業者の指定に努めていきます。

## （3）特定施設入居者生活介護指定の方向性

サービス付き高齢者向け住宅については、年々、登録戸数が増加し、都道府県別では大阪府が全国1位の登録戸数（平成26年（2014年）7月末で15,562戸）であり、八尾市は府内3位の登録戸数（同1,155戸）となっています。

サービス付き高齢者向け住宅に実施したアンケートの結果から、サービス付き高齢者向け住宅の居住者は八尾市内からの住み替えが約7割となっており、また入居者の半数以上に認知機能の低下がみられ、要介護度3以上となっている状況から、サービス付き高齢者向け住宅においても一層の介護サービスの質の向上に努めていく必要があるところです。

また、有料老人ホームに対する特定施設の指定率は全体の42%となっているのに対し、サービス付き高齢者向け住宅については8%と大きな差がみられます。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、利用者個人の契約により居宅サービスを受けているところですが、要介護度の高い高齢者が入居し、居宅サービスを受けていることが多い状況から、特定施設としての指定を行うことにより、入居している施設と一体的にサービス提供を受けることができるため、介護サービスの質の向

上が期待されるところです。

適正なサービス提供等が実施されているかの確認を含め、介護サービスの適正化への取り組みとあわせて平成28年度（2016年度）および平成29年度（2017年度）でそれぞれ概ね100床を目処として、計200床を上限とした指定を事業目標量として取り組んでいきます。

#### （4）老人福祉施設の方向性

##### ①養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な人が入所し、養護を受けるとともに自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を受けることを目的とする施設です。

本計画期間においては、当該施設における受け入れ状況や待機状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は行わないものとします。

##### ②軽費老人ホーム

60歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活が困難な方が、低額な料金で施設との直接契約により入所する施設です。

本計画期間においては、当該施設における受け入れ状況や待機状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は行わないものとします。